

観光目的税（宿泊税）に係る 説明資料

令和6年9月

沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課
総務部税務課

目次

- (1) 税の用途 1
- (2) 運用体制 8
- (3) 税率設定のあり方 9
- (4) 検討導入予定市町村の税率・税配分 . . . 19
- (5) 課税免除 23

■ 観光目的税（宿泊税）導入の目的

世界から選ばれる持続可能な観光地として発展していくことを目的として、安全・安心で快適な観光の実現（観光危機管理、海の安全）、観光客の満足度の高い受入体制の充実強化、観光地における環境及び良好な景観を保全し、魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくり、観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツの振興、地域社会の持続的な発展を通じて県民理解の促進による国内外からの観光旅行を促進等、観光振興を図る施策に要する経費に充てるため、観光目的税(宿泊税)を導入する。

「宿泊税」を
新たな取組や拡充する取組、
中長期的に実施する必要がある取組等に充当

＜宿泊税活用の視点＞
沖縄観光の質の向上等により、納税者に利益が還元される取組への充当

1 安全・安心で快適な観光の実現（観光危機管理、海の安全）

観光危機管理や海の安全対策など安全・安心で快適な観光を実現する取組

2 観光客の満足度の高い受入体制の充実強化

観光客が快適な観光を満喫できる二次交通対策の充実など受入環境の整備及び利便性・満足度の向上に資する取組

3 観光地における環境及び良好な景観を保全し、魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくり

自然環境・歴史文化の保全、沖縄らしい景観に配慮した観光の推進する等魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくりに資する取組

4 観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツの振興

独自の伝統文化やスポーツ等のソフトパワーを生かした多彩かつ質の高い観光の推進に資する取組

5 地域社会の持続的な発展を通じて県民理解の促進による国内外からの観光旅行を促進

地域社会、経済、環境の3つの側面においてバランスのとれた持続可能な観光施策を推進し、県民に理解され世界から選ばれる観光地を形成する取組

6 市町村への配分（対象:税を導入しない市町村）

市町村が観光振興を図るための取組みに係る経費を配分する

これらの取組により、観光客・県内観光事業者、県民、それぞれの満足度を最大限に高める

世界から選ばれる持続可能な観光地の実現

観光目的税（宿泊税） 使途区分別の需要調査結果概要

○県分について、第1回観光目的税の導入施行に関する検討委員会における意見等を踏まえ、改めて精査した。特に、「安全・安心で快適な観光の実現（観光危機管理、海の安全）」、「観光人材確保・育成・定着」、「観光2次交通対策等」、「自然環境の保全」、「旅行需要の平準化」、「広域DMO支援」を重点的に取り組む予定。

◆ 6つの使途区分別の事業額

使途区分	県全体	うち県分	うち市町村分
①安全・安心で快適な観光の実現（観光危機管理、海の安全）	約22億円 (2,242,400千円)	1,740,000千円	502,400千円
②観光客の満足度の高い受入体制の充実強化	約58億円 (5,778,892千円)	3,729,000千円	2,049,892千円
③観光地における環境及び良好な景観を保全し、魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくり	約15億円 (1,527,084千円)	930,000千円	597,084千円
④観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツの振興	約3億円 (312,822千円)	231,000千円	81,822千円
⑤地域社会の持続可能な発展を通じて県民理解の促進による国内外からの観光旅行を促進	約10億円 (1,001,450千円)	569,000千円	432,450千円
⑥市町村への配分 (対象:税を導入しない市町村)	※市町村配分については18頁から21頁で検討		
合 計	約108億円 (10,862,648千円)	7,199,000千円	3,663,648千円

観光目的税（宿泊税）に係る需要調査結果（概要）

<p>①安全・安心で快適な観光の実現 （観光危機管理、海の安全）</p>	<p>約22億円（見込） 県 約17億円 市町村 約5億円</p>	<p>②観光客の満足度の高い受入体制の 充実強化</p>	<p>約58億円（見込） 県 約37億円 市町村 約21億円</p>
<p>観光危機管理や海の安全対策など安全・安心で快適な観光を実現する取組</p> <p>○観光危機管理対策 ○災害時等観光客避難支援 ○マリッジ事故防止対策 ○観光危機管理計画策定支援 など</p>		<p>観光客が快適な観光を満喫できる二次交通対策の充実など受入環境の整備及び利便性・満足度の向上に資する取組</p> <p>○観光2次交通利用促進 ○宿泊施設等の受入れ環境整備 ○観光人材確保支援（多言語化、キャッシュレス化等） など</p>	
<p>③観光地における環境及び良好な 景観を保全し、魅力ある付加価値 の高い観光地ブランドづくり</p>	<p>約15億円（見込） 県 約9億円 市町村 約6億円</p>	<p>④観光の振興に通じる文化芸術の継承 及び発展並びにスポーツの振興</p>	<p>約3億円（見込） 県 約2億円 市町村 約1億円</p>
<p>自然環境・歴史文化の保全、沖縄らしい景観に配慮した観光の推進する等魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくりに資する取組</p> <p>○サンゴ礁保全再生活動促進 ○世界自然遺産地域活動支援 ○旅行需要の平準化 ○沖縄国際観光景観ネットワーク構築 など</p>		<p>独自の伝統文化やスポーツ等のソフトパワーを生かした多彩かつ質の高い観光の推進に資する取組</p> <p>○歴史・伝統文化、芸能等を活用した観光コンテンツの造成 ○空手ツーリズム受入体制構築 ○スポーツ観光推進 など</p>	
<p>⑤地域社会の持続可能な発展を通じて 県民理解の促進による国内外からの 観光旅行を促進</p>	<p>約10億円（見込） 県 約5億円 市町村 約5億円</p>	<p>⑥市町村への配分 （対象:税を導入しない市町村）</p>	<p>※金額は市町村分の 取り組みに含ま れるため省略</p>
<p>地域社会、経済、環境の3つの側面においてバランスの取れた持続可能な観光施策を推進し、県民に理解され世界から選ばれる観光地を形成する取組</p> <p>○サステナブルツーリズムの推進 ○県民理解の促進 ○DMO組織・機能強化 ○インバウンド観光客の文化理解促進 など</p>		<p>市町村が観光振興を図るための取組みに係る経費を配分する。</p> <p>○税を導入しない市町村に対し、補助金又は交付金による配分を検討</p>	

徴税コスト等（税システム改修費、課税・徴収事務経費、制度の周知・広報費、特別徴収義務者への事務補助費）

※ 各取組に要する額については、今後、必要な行政需要があることを示すために、県・市町村調査の結果に基づき見込んでいる額である。

よって、宿泊税（観光目的税）を財源とした具体的な事業については、今後決定される課税要件と税収見込に応じて、事業実施年度の予算編成時に検討していくこととなる。

■ 観光目的税（宿泊税）の使途 1 【安全・安心で快適な観光の実現】

1 安全・安心で快適な観光の実現（観光危機管理、海の安全）【17.4億円】

観光危機管理や海の安全対策など安全・安心で快適な観光を実現する取組

(1) 海の安全対策

- ・安全安心にマリンレジャーを楽しむための動画等を取りまとめたポータルサイトの周知、パンフレット等の配布、優良事業者情報の提供
- ・ライフセーバー等を活用した海のパトロール実施

(2) 災害時等対策

- ・台風等各種災害時に帰宅困難となった観光客の滞在先（ホテル・県有施設等）の確保
- ・滞在先への備蓄、発電機設置等に対する支援

(3) 交通安全対策

- ・交通安全及び交通渋滞対策のため、交通安全施設（信号機・道路標識等）の設置、改良、案内板等の改良実施

2 観光客の満足度の高い受入体制の充実強化【37.29億円】

観光客が快適な観光を満喫できる受入環境の整備及び利便性・満足度の向上に資する取組

(1) 観光人材確保・育成・定着

- ・観光人材不足解消のため、社宅借上、奨学金提供、業務の効率化、インターン実施、保育施設設置、階層別・各種ガイド等への研修等に対する支援

(2) 観光2次交通対策

- ・交通結節点（一部バスターミナル機能を含む）の整備、空港（那覇、石垣、宮古、下地）ホテル間・ホテル観光地間を結ぶバスの運行、キャッシュレス利用の可能な環境整備、バス停上屋及びサイネージ等の整備、那覇空港のバス乗り場の環境整備、繁忙期のレンタカー送迎車両スペース確保に対し支援

(3) 観光客の受入体制の向上

- ・モノレール駅で観光情報等を発信するデジタルサイネージの設置、混雑状況予測精度向上のための人流データ等の更新
- ・県外等からの乗務員、バスガイドの確保、貸切バス配車センター（仮称）の整備・運営、バスガイド育成・派遣センター（仮称）の設置・運営
- ・石垣・宮古空港の観光案内所の機能強化、離島港湾玄関口の旅客待合所の改修整備、老朽化した施設の改修、観光施設等のユニバーサルデザイン対応への整備
- ・離島地域での多様な体験プログラムの検討、LGBT、アレルギー対応などの研修、多彩な食体験フェアの開催、「おきなわ食材の店」登録店の多言語情報発信WEBサイトの整備

3 観光地における環境及び良好な景観を保全し、魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくり 【9.3億円】

自然環境・歴史文化の保全、沖縄らしい景観に配慮した観光を推進する等魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくりに資する取組

(1) 自然環境の保全

- ・観光客の利用平準化・分散化等を促進するため、利用者数の分かる観光カレンダー作成、「雨天」等のコンテンツ作成を支援
- ・サンゴ礁への影響調査、沖縄島北部及び西表島の環境及び良好な景観の保全活動

(2) 良好な景観の保全

- ・持続可能な国際観光地の形成を図るため、「～美ら島沖縄～花と樹木の沿道景観計画」で定める重点管理路線（県民や観光客に印象を与える効果が高いルート）において、計画策定、道路緑化及び官民連携の取組等を支援（宿泊税以外の財源も充当予定。金額は宿泊税充当額）

4 観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツの振興 【2.31億円】

独自の伝統文化、スポーツ等のソフトパワーを生かした多彩かつ質の高い観光の推進に資する取組

(1) 伝統文化・空手を活かした取組

- ・地域の伝統芸能等の情報収集、「沖縄県伝統芸能祭」（屋内、文化財活用、ナイトコンテンツ等）の実施
- ・空手ツーリズム専用窓口の開設及び国内外の空手愛好家・観光客が参加できる空手フェスティバルの開催

(2) スポーツを活かした取組

- ・新たなスポーツツーリズムコンテンツの創出
- ・Jリーグ規格スタジアムを新たな観光コンテンツとする取組

5 地域社会の持続可能な発展を通じて県民理解の促進による国内外からの観光旅行を促進（5.69億円）

地域社会、経済、環境の3つの側面においてバランスの取れた持続可能な観光施策を推進し、県民に理解され世界から選ばれる観光地を形成する取組

(1) 広域DMO支援

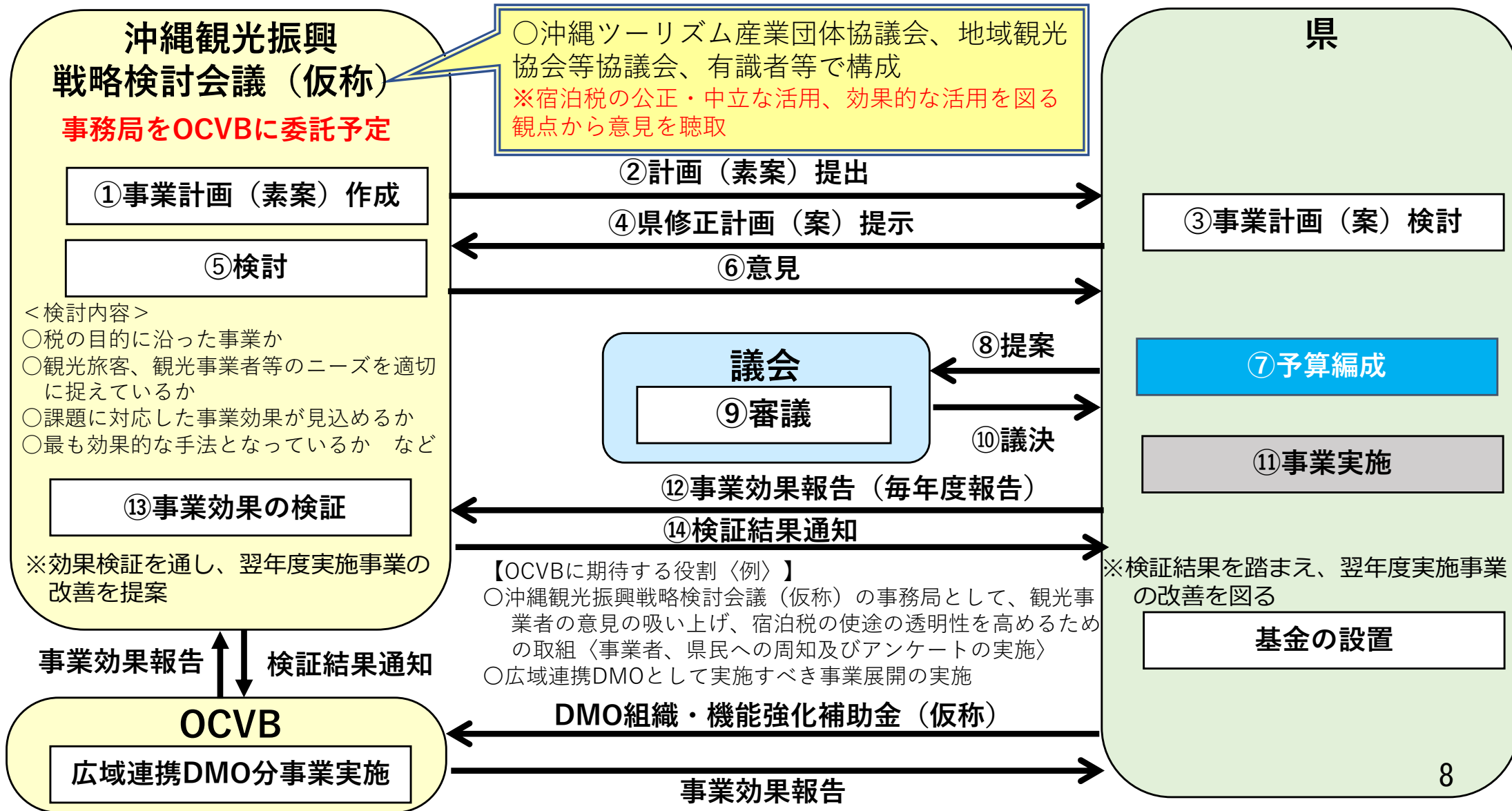
OCVBが観光地域づくりのために実施する観光客の受け入れ体制の充実強化に対する支援

(2) サステナブルツーリズム等の推進

- ・ 持続可能な観光（サステナブルツーリズム）を目指すため、各エリアで起きている観光諸問題を解決し、地域の実情に応じた具体策を講じる。
- ・ 観光を契機とした地域社会の発展を促進

観光目的税（宿泊税）の運用体制について

- 税導入後の使途の決定にあたっては、観光関連団体や有識者で構成される検討委員会における意見聴取や事業効果検証の仕組みなど、運用体制について検討する必要がある。
- 税の運用にあたっては、広域DMOであるOCVBが一定の役割を担うことを想定している。



税率設定に関して第1回検討委員会で出た主なご意見

委員	ご意見の要旨
大島委員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定率制の高いところに泊まる人から高くするという考え自体が納得できない。できるのであれば1人1泊200円という定額制で進めるべきではないか。
末崎委員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定率制だと消費税と課税標準が重なること（いわゆる二重課税）になるが、総務大臣の同意基準との関係を議論しなくてよいか。 ○ なかなか想定しづらいが、施行された後にやっぱり宿泊税がおかしいということで裁判を起こされた場合、二重課税ということも条例が違法だとする根拠になり得ると思われる。 ○ 総務大臣の同意があって施行されたものであっても、条例が違法だとされた場合、納付された税を返さないといけなくなる。そういうリスクも一応考えておかなければならない。 ○ 行政サービス（公共サービス）のために税があるので、公共サービスといえる範囲でどこまでのことができるのか議論しなきゃいけない。
佐藤委員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税に関してはもちろん公平中立も大事だが、宿泊事業者や観光客のことを考えると簡素な仕組みが大事。定率制は担税力の観点、税の伸張性の観点でメリットがあるが、簡便性に欠く。 ○ 同じ部屋であってもどんなサービスを付加するか、またはいつ予約するかなどによって宿泊料金が変わってきて、それに応じて税金が違ってくるとするのは、簡素でもなければ恐らく公平でもないということになると思う。 ○ 税収が不安定になるという問題もあるかと思う。 ○ 理想を追求すれば定率制かもしれないが、現場の簡便性または宿泊事業者や観光客の理解を考えると、定額制の方が望ましいということになると思う。
星委員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従来の量的な観光振興（トイレ整備など）から質を求める観光振興（文化、社会、景観、スポーツなどの質を上げることなど）に政策が転換されてきた。 ○ 担税力があり、文化など質の高いものを求める観光客を満足させるためには、相当な社会的コストをかけなければならない。 ○ 応益原則を捉える上でもこのような視点が必要。
豊田委員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去のデフレ経済から今後は毎年2%程度の物価上昇を想定した経済に移行していくことを考えると、定額制より定率制の方が合理的と思われる。法的なリスクがかなり高いというものでない限り定率制が望ましいと考えられると思う。
中村委員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今までの行政サービスの考え方を変えていかなきゃいけない。 ○ 例えば大綱引きなどのイベントで、演者の負担を減らすなどして憧れの場所を作っていくことも行政サービス。 ○ 例えば棧敷（さじき）を行政が設置して、その収益が通り会に還元されるなど、ある程度うまく回っていく形にしてバトンタッチすることも行政サービス。

(注) 上記の表はご発言があった順で主なご意見を整理したものです。

税率設定に関する論点の再整理

- 第1回検討委員会で頂いた意見を踏まえて、税率に関する論点を再整理すると下記の4点のとおりとなると考えられる。
- 定率制を採用するためにはこれら4つの観点から検討することが重要。

1 応益原則の観点

- 行政サービスは概ね一定であると言えるか。観光政策の「量から質への転換」という観点から行政サービスを捉えなおした場合はどうか。
- 行政サービスの考え方を踏まえ、応益原則をどのように考えるか。

2 簡素な税制の観点

- 観光客及び宿泊事業者の理解を得られやすい税制となっているかどうか。
 - 宿泊料金が様々な要因で変動する中、どのようにして簡便に税額算定をするか。
 - 税額に1円単位の端数が生じる場合はどうするか。
- } 特別徴収義務者の負担増の観点

3 税の伸張性の観点

- 物価上昇や景気動向によって税収がどのように変動するか。
- 財政需要額の範囲内で税率を定めるという前提を踏まえどう考えるか。

4 総務大臣の同意基準の観点

- 総務大臣の同意基準との関係で、「課税標準を同じくすること」と「過重な負担となること」をどのように考えるか。
- 税導入後、条例が訴訟により違法無効（総務大臣の同意基準に抵触するなど）と判断されるようなリスクをどのように考えるか。

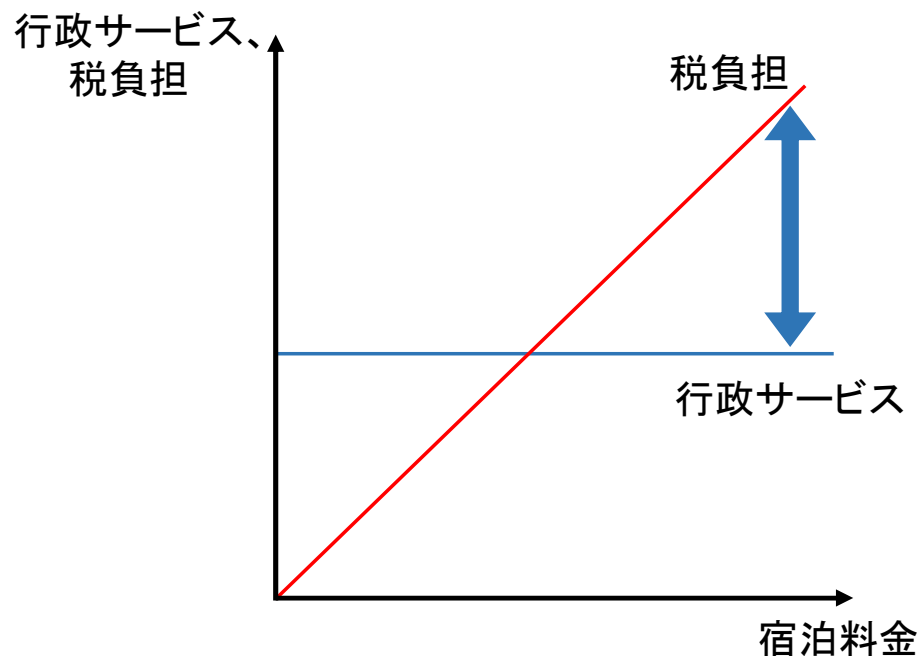


定率制を採用するためには上記の4つの観点から検討することが重要

■ 論点1 行政サービスの考え方と応益原則

- 導入を検討している宿泊税は法定外目的税であることから、受益と税負担の関係(応益原則)を考慮する必要がある。
- 宿泊者(観光客)が受ける行政サービスは、宿泊料金に関わらず概ね一定であると考えられる。
- 上記の前提で定率制の宿泊税を導入した場合、高額な宿泊料金を支払う宿泊者ほど受ける行政サービスと納める税負担に乖離が生まれ、過重な負担となる恐れはないか。

■ 定率制の宿泊税を導入した場合の宿泊者が受ける行政サービス(受益)と税負担の関係(イメージ)



(使途事業の例)

○ 海の安全安心を守る取組



○ 持続可能な国際観光景観を形成する取組



○ 人材不足への取組



観光客に対する行政サービス（イメージ）

基本的な考え方

- 観光目的税(宿泊税)を活用して実施する事業は「行政サービス」であり、民間事業者が提供するサービスとは区分する必要がある。

行政が提供するサービス

- 行政サービスは宿泊料金に関わらず概ね一定であると考えられる。

- 1 観光振興施策の展開
 - (1) 観光2次交通利用促進
 - (2) 観光危機管理対策
 - (3) 観光人材確保支援
 - (4) マリンレジャー事故防止対策 など

宿泊税を活用し
事業を実施

- 2 インフラの提供
 - (1) 海水浴場、道の駅
 - (2) 上下水道
 - (3) 道路、空港、港湾、公園
 - (4) 公共Wifi など
- 3 環境衛生の維持（ゴミ収集・処理）
- 4 防災・安全の確保
 - (1) 治安の確保（警察）
 - (2) 消防・救急サービス
- 5 医療の確保（公立病院、離島診療所の設置）

民間事業者が提供するサービス

- 民間事業者が提供するサービスは支払う料金により異なることが多い。

- 1 宿泊サービスの提供
- 2 飲食サービスの提供
- 3 観光施設サービスの提供
- 4 体験プログラムの提供
- 5 お土産等ショッピングサービスの提供
- 6 バス、タクシー等交通サービスの提供
- 7 美容サービスの提供 など

行政と民間事業者が連携して提供するサービス

高付加価値なインバウンド観光地形成事業 など

- 宿泊者（観光客）の税負担の程度に応じて行政サービスに差を設けるのは困難である。

論点2 簡素な税制の観点

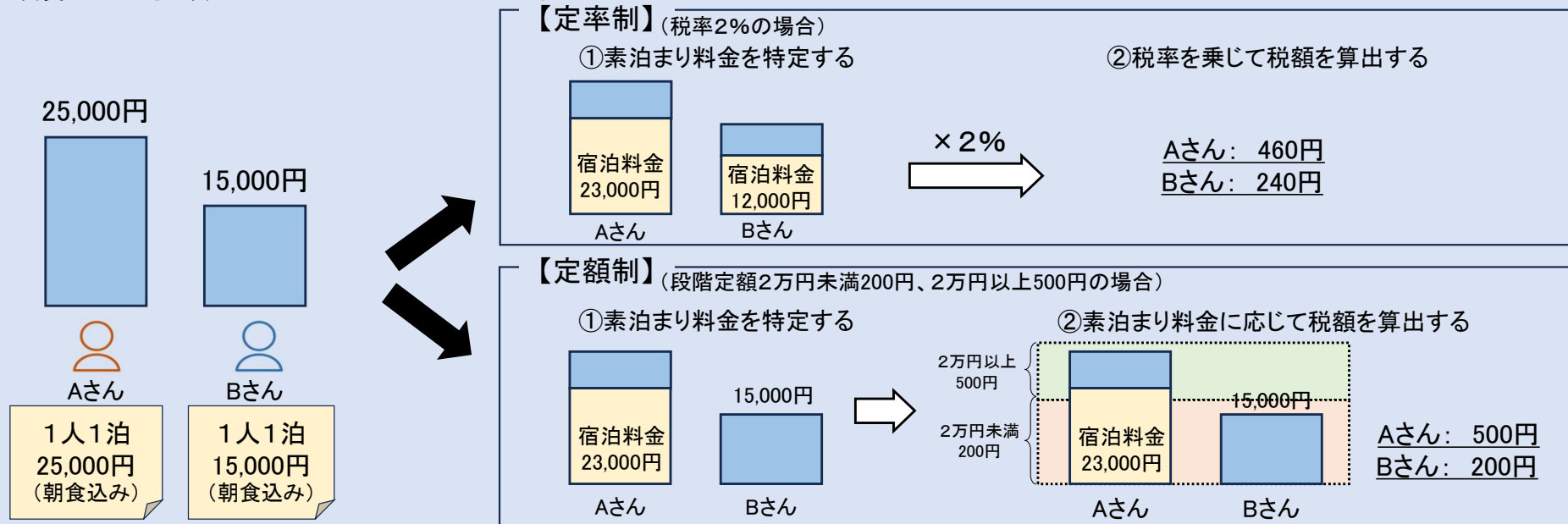
- 租税の基本原則である「簡素の原則」は、税制のしくみをできるだけ簡素で分かり易いものとし、納税者が自らの税負担の計算が容易で理解しやすいものとするのが重要とされている。
- 観光目的税では、賦課徴収事務の簡便性や宿泊事業者、納税義務者の理解を得る上で簡素な仕組みとすることは重要となる。

以下の作業について「簡素」をどう考えるか。

宿泊料金のうち素泊まり料金を特定することについて

- ・ 宿泊料金を課税標準額とする定率制の場合、素泊まり料金を税率に乗ずることとなるが、宿泊者が支払う宿泊料金は、食事代やその他娯楽サービスなどが含まれる場合もあるため、そのうちの素泊まり料金を特定する作業が必要となる。
- ・ また、同じ部屋でも団体割引、週末の宿泊、または季節によって料金が変わることとなる場合もある。
- ・ 税率を「段階定額」とする場合においても、素泊まり料金により税額を特定することとなる。

■ 税額算出の手順(内訳不明なパック料金の場合)

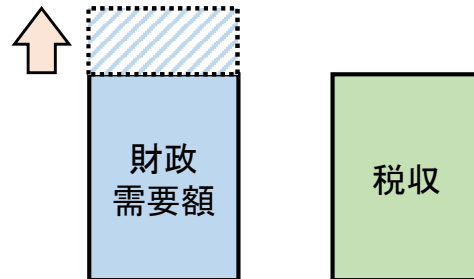


論点3 税の伸張性の観点

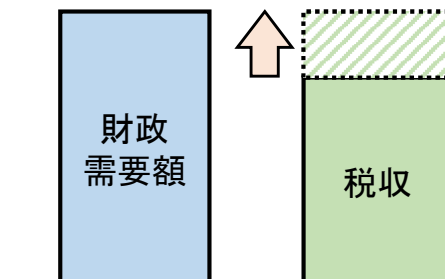
- 物価変動に伴って使途事業費と宿泊料金が同程度変動すると仮定すると、定率制は使途事業費の増を税収の増で賄うことができるので合理的であると考えられる。
- また、宿泊施設の高付加価値化により宿泊料金が高価格化した場合、定率制は定額制に比べて税収の伸びが期待できる。
- 一方で、延べ宿泊者数は宿泊料金収入に比べて変動が小さいと考えられるので、定額制の方が定率制に比べて安定的(税収の変動が小さい)であると考えられる。

物価の変動に伴う財政需要及び税収の変動

- 物価上昇に伴い使途事業費が高騰、財政需要額が増加する。



- 定率制の場合、宿泊税収は宿泊料金収入に連動するが、物価上昇に伴い宿泊料金も上昇するので、延べ宿泊者数が減らない限り、宿泊税収も増加する。



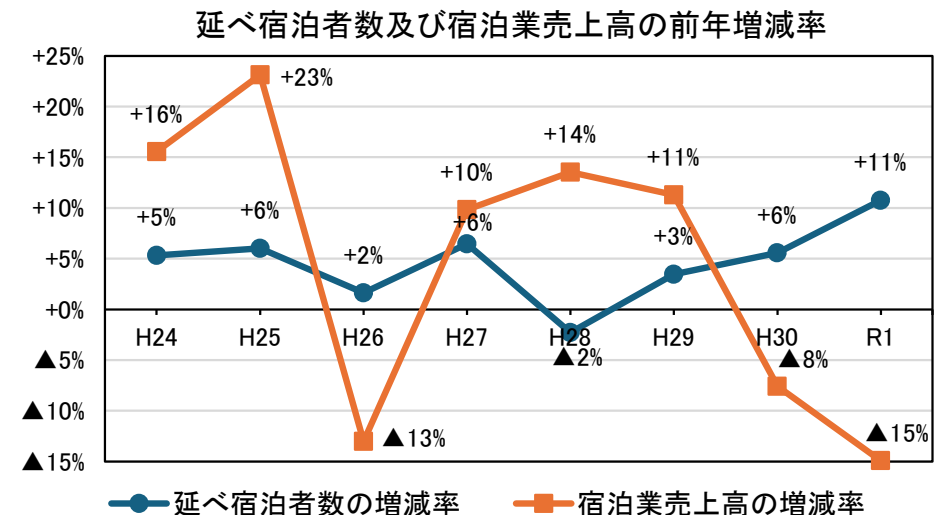
税収の安定性

- 宿泊税収は次の式のとおり、定額制であれば「延べ宿泊者数」に、定率制であれば「宿泊料金収入」に概ね連動すると考えられる。

$$\text{定額制の税収} = \text{延べ宿泊者数 (宿泊者数} \times \text{泊数)} \times \text{税率}$$

$$\text{定率制の税収} = \text{宿泊料金収入 (延べ宿泊者数} \times \text{宿泊料金)} \times \text{税率}$$

(注) 下記のグラフでは、宿泊料金収入の近似値として宿泊業の売上高を使用している。



(出典) 延べ宿泊者数：(観光庁) 宿泊旅行統計調査 (暦年)
 宿泊業売上高：(財務省) 法人企業統計年報 (年度)

(参考) 延べ宿泊者数と宿泊業売上高 (平成23年度から)

延べ宿泊者数と宿泊業売上高(全国)

(単位:万人泊、兆円)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
延べ宿泊者数 (従業者数10人未満を含む)	41,723	43,950	46,589	47,350	50,408	49,249	50,960	53,800	59,592
宿泊業売上高(総額)	5.061	5.848	7.200	6.262	6.878	7.810	8.690	8.031	6.833

延べ宿泊者数と宿泊業売上高の増減率((当該年度/前年度)-1)

(単位:%)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
延べ宿泊者数の増減率	-	+5%	+6%	+2%	+6%	▲2%	+3%	+6%	+11%
宿泊業売上高の増減率	-	+16%	+23%	▲13%	+10%	+14%	+11%	▲8%	▲15%

(出典) 延べ宿泊者数 : (観光庁) 宿泊旅行統計調査 (暦年)
 宿泊業売上高 : (財務省) 法人企業統計年報 (年度)

論点4 総務大臣の同意基準の観点

- 定率制とする場合、消費税と課税標準を同じくするため、総務大臣の同意基準①の関係で「著しく過重な負担」とならないための方策が必要。
- また、税導入後、オーバーツーリズム対策等で税率の引き上げを行う場合、定率制であれば消費税と課税標準を同じくするため、宿泊者の負担が著しく過重でないことの検証がより厳密に求められる。

総務大臣の同意基準(抄)

次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。(地方税法第261条、第671条、第733条)

- ① **国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること**
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

■ 総務大臣の同意基準①との関係

⇒ **下の表でA、Bのどちらも「○」と判断される場合、同意されない**

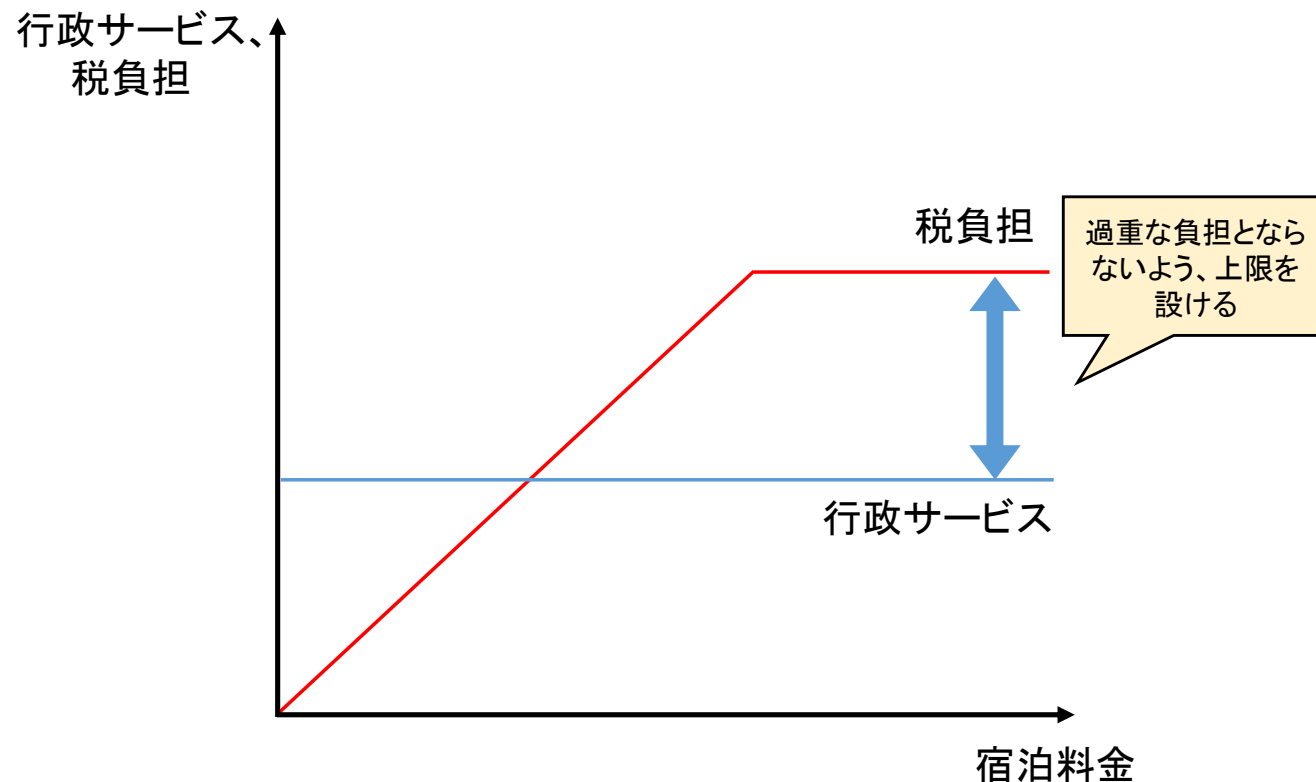
	国税又は他の地方税と課税標準を同じくする(A) かつ 住民(宿泊税の場合は宿泊者)の負担が著しく過重となること(B)	税導入後の税率引き上げのハードル
定率制	○ 消費税と課税標準を同じくする	△ 高額宿泊者への配慮が必要と考えられる。(注)
定額制	× 他の税と課税標準を同じくしない	△ 他の団体などと比較検討が必要と考えられる。

(注) 宿泊料金に応じて宿泊者が受ける行政サービスが概ね一定であると考えられる場合

■ 論点4 定率制にした場合の過重な負担とならないための方策

- 高額な宿泊料金を支払う宿泊者について、受ける行政サービスと納める税負担との差が大きくなり、過重な負担とならないよう、一定の上限を設けてはどうか。
- 上限の基準については、既に宿泊税を導入している団体の税率を勘案して、ニセコ町の宿泊料金1人1泊10万円以上で2,000円という税率を考慮する必要があると考えられる。

■ 定率制の宿泊税で上限を設定した場合の宿泊者が受ける行政サービス(受益)と税負担の関係(イメージ)



(参考) 訴訟で条例が違法無効と判断された場合のリスク

- 最高裁判例によると、法定外税における総務大臣の同意制度は、司法による条例の法律適合性の判断に対して、何ら拘束力も有するものではないとされている。
- 仮に総務大臣の同意を受けて税条例が施行された後、訴訟により条例自体が違法無効とされると、納入された税を遡って宿泊者に還付しなければならない。

平成25年3月21日「神奈川県臨時特例企業税通知処分取消等請求事件 最高裁判決(補足意見抜粋)」

「地方税法259条以下が定める総務大臣の同意制度は、不同意事由の内容や規定振りからして、少なくとも主として、政策的観点からのコントロールを意図しているものであることは疑いないであろう。

仮に条例の法律適合性の審査をも含むとしても、法律適合性全般をカバーするものとは解し難く、また、その審査結果が、司法による条例の法律適合性の判断に対して、何ら拘束力も有するものではないことはいうまでもない。

許可制から不同意事由を限定した同意制度へ移行したことは、・・・法定外税の許容性の解釈上、考慮すべき事情であるとはいえようが、それ以上のものではなく、本件の結論に影響する事情とはいえない。地方税法が、この不同意事由に該当する法定外税のみを、国家的利益を害するものとして許容しないこととしているとの見解は、上記したところに照らし、採用できない。」

県と市町村の税率と税の配分について（案）

県は、市町村、民間事業者等と連携を図りながら、社会・経済・環境の三側面において調和が取れた沖縄観光の実現のため、安全・安心で快適な観光の実現、持続可能な観光地づくりや観光客の利便性・満足度の向上など全県的・広域的な観点から観光振興を実施することが求められている。

一方、市町村は、基礎自治体として観光客の受入体制の整備を図りながら、地域の観光資源を磨き上げ、住民生活と持続的な観光振興との調和を推進していくことが求められている。

沖縄観光振興施策に係る県と市町村の役割、使途に関する基本的な考え方、市町村の課税の意向などを踏まえ、県と市町村の税率や配分を検討する。

▶ 県の役割及び取組

- ◆ 安全、安心で快適な観光の実現、持続可能な観光地づくりや観光客の利便性・満足度の向上など全県的・広域的な観光振興の実施
- ◆ 市町村や民間事業者等による広域連携のコーディネート
- ◆ 市町村の観光振興に係る取り組みに対する支援 など

①観光旅客の受入体制の充実強化

- ・観光2次交通利用促進
- ・観光危機管理対策
- ・観光人材確保支援
- ・マリンレジャー事故防止対策
- ・観光情報デジタル化推進

②観光地における環境及び良好な景観の保全

- ・沖縄国際観光景観ネットワーク構築
- ・サンゴ礁保全再生活動促進

③観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツの振興

- ・しまじまの芸能を活用した文化観光コンテンツ創出
- ・空手ツーリズム受入体制構築

④地域社会の持続的な発展を通じて国内外からの観光旅行を促進するための施策

- ・DMO組織・機能強化
- ・サステナブルツーリズム推進
- ・県民理解の促進 など

▶ 市町村の役割及び取組

- ◆ 地域の特色を活かした観光資源の磨き上げ
- ◆ 観光客の受入環境の充実
- ◆ 住民生活と持続的な観光振興との調和の推進 など

①観光旅客の受入体制の充実強化

- ・災害時観光客対応強化
- ・インバウンド受け入れ強化
- ・民泊・宿泊施設等の受入環境整備
- ・Wi-Fi整備
- ・観光ガイド育成

②観光地における環境及び良好な景観の保全

- ・観光地美化等環境整備
- ・美ら海クリーン活動支援

③観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツの振興

- ・歴史・伝統文化・芸能等を活用した観光コンテンツの造成
- ・スポーツコンベンション推進

④地域社会の持続的な発展を通じて国内外からの観光旅行を促進するための施策

- ・観光協会支援
- ・民泊支援（騒音・ごみ問題） など

県と市町村の税率と税の配分について（案）

▶ 県と市町村の課税について

- ① 県・市町村とも行政需要は旺盛である。
- ② 観光目的税の導入を検討している市町村は、令和6年1月末現在、本部町、恩納村、北谷町、宮古島市、石垣市となっている。
- ③ 県と市町村が同時に課税する場合、総務大臣の同意に係る処理基準により、納税者の過重な負担にならないよう配慮する必要があるため、導入する市町村と導入しない市町村とで、課税額に差がでない制度設計が必要。

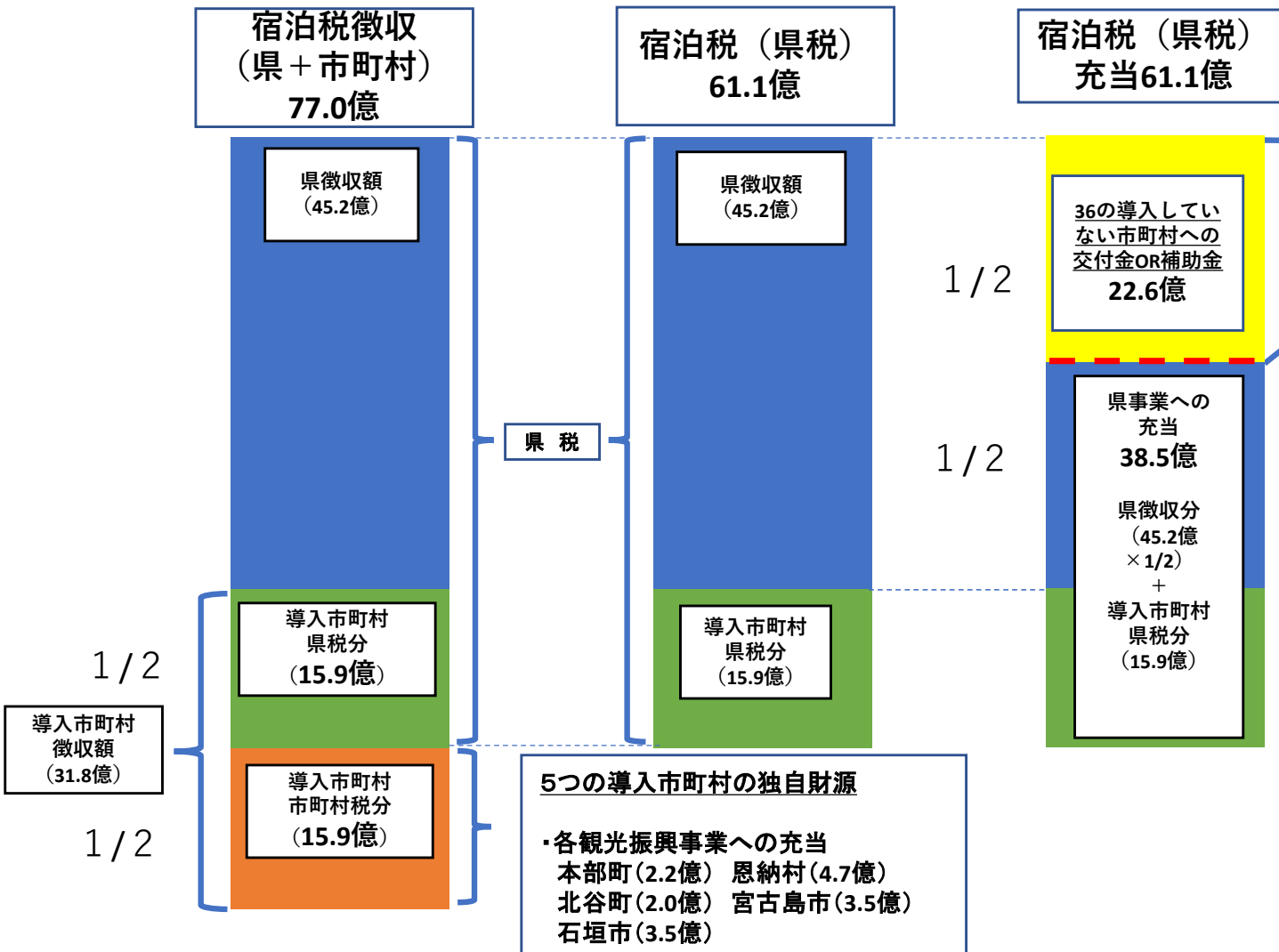
▶ 税率と宿泊税を導入しない市町村への配分について

- ① 県税である以上、県は責任のある管理執行及び効果的な収活用を図る必要がある。
- ② 県と市町村の税率については、令和元年10月に開催された「沖縄県法定外目的税制度協議会」で制度設計案において、市町村が独自に課税する場合には、県と市町村で1：1で課税することとしている。
- ③ 需要調査（令和6年3月取りまとめ、県分は第1回観光目的税の導入施行に関する検討委員会での意見を踏まえ改めて精査）においては、県分約72億、市町村分約37億となっている。同調査結果を踏まえると県と市町村の税率・配分は1：1が適当であると考えられる。
- ④ 県が徴収した税のうち、宿泊税を導入しない市町村への配分については、徴収コストを除いたうえで、税率を考慮しながら検討する。

宿泊税の徴収及び市町村への配分イメージ①【比率1:1】※市町村別宿泊施設の収容人数で試算

- 税込77億円（200円、500円、1000円）における県と市町村の配分を試算
- 県と導入予定市町村の比率（1：1）
- 県と36市町村の比率（1：1）

配分額算定方法は、
 宿泊施設の数（納税実績）の他、
 ビッグデータによる旅行者実績、
 財政規模等を考慮し、補助金または
 交付金による配分を検討



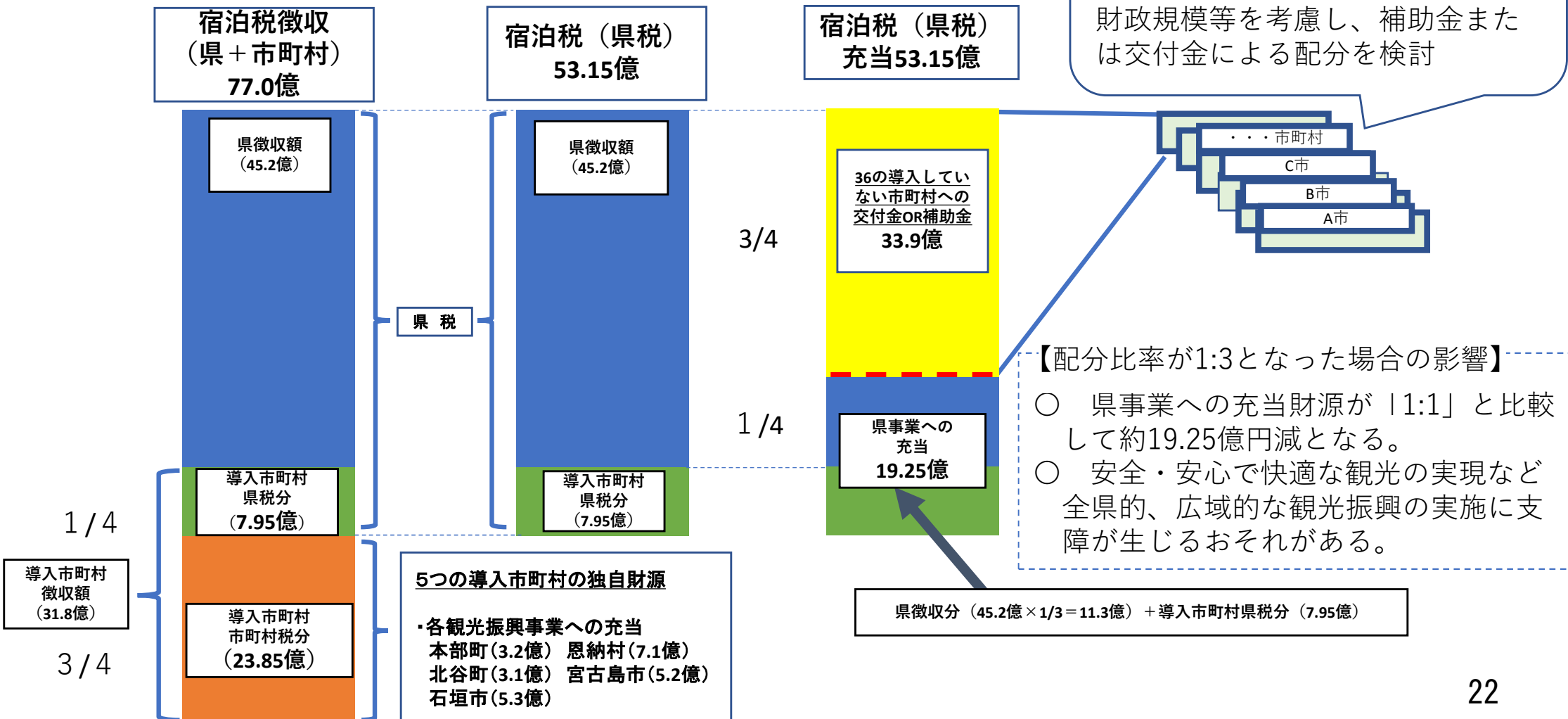
【福岡県の事例】

- 1 宿泊税を課さない市町村に対し交付金を交付
- 2 交付対象事業は、観光の振興を図る事業
- 3 市町村に対する交付金の総額は、交付対象団体となる市町村域からの当該年度の宿泊税の収入見込額の2分の1に相当する額
- 4 各市町村に対する交付金については、宿泊者数（宿泊税納税実績）80%、旅行者数（ビッグデータ調査）20%で配分
- 5 ただし、最小交付金額は50万円になるよう調整

宿泊税の徴収及び市町村への配分イメージ②【比率1:3】※市町村別宿泊施設の収容人数で試算

- 税込77億円（200円、500円、1000円）における県と市町村の配分を試算
- 県と導入予定市町村の比率（1：3）
- 県と36市町村の比率（1：3）

配分額算定方法は、
 宿泊施設の数（納税実績）の他、
 ビッグデータによる旅行者実績、
 財政規模等を考慮し、補助金または
 交付金による配分を検討



■ 県民の課税免除について

- 沖縄ツーリズム産業団体協議会から、「原則として沖縄県内に住民票をもつもの」を課税免除の対象とする旨の要請がある。
- 賦課徴収の実務上の観点及び税制度上の観点を踏まえながら検討する必要がある。

沖縄県民の課税免除に対する考え方

1 賦課徴収実務の観点

県民を課税免除とする場合は、窓口において住所地の確認が必要となる。

現状でも運転免許証やマイナンバーカードなどで確認は可能であるがまだ限定的である。

マイナンバーカードは、公的な身分証明書として広く利用することができ、券面には顔写真、住所、氏名などが記載されていることから同カードを窓口で提示いただくことで本人確認が可能となる。

本年12月からは、健康保険証利用が本格的に開始される予定であることから、観光目的税の導入を目指している令和8年度には、ほぼ全ての県民が同カードを取得していることが見込まれるため、同カードなどにより住所地の確認は容易に行えるものとする。

2 税制度上の観点

県外観光客や外国人観光客のみに税負担を求めることについては、公平性の観点から指摘を受けることも考えられるが、観光目的税の目的や用途事業など税の性質から、また、県民の宿泊者のうち、主に離島住民の方は、通院、冠婚葬祭、子どもの行事など観光目的以外で沖縄本島の宿泊施設に宿泊する方も含まれているなどの事情から、「公益上の事由」ありとして課税免除とすることは可能か。

令和元年度の制度設計案における税率案

■ 内容

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）及びこれに準ずる海外の学校の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行及び当該学校の教育活動に参加しているもの
- (2) 前号に規定する当該学校が主催する修学旅行及び教育活動の引率者
- (3) 宿泊料金が1人1泊5千円未満の宿泊**

■ 宿泊料金による課税免除案を追加した経緯等

- 令和元年度に実施した宿泊事業者等への説明会での意見や県議会での質問を受け、
 - ・ 島しょ県沖縄の重要課題である離島振興の観点
 - ・ 観光目的税として徴収することが適当ではない、通院や冠婚葬祭、子どもの行事など観光目的以外の宿泊への配慮の観点から、同年度に実施した、県庁内の協議機関である「沖縄県法定外目的税制度協議会」での検討を経て、宿泊料金が1人1泊5千円未満の宿泊（※）について課税免除とする案を追加している。

※ 対象を「5千円未満の宿泊」としたのは、

- ・ 全ての離島住民を課税免除とすることは、税制度上、実務上の観点から困難と考えられたこと
- ・ 離島住民が通院目的で島外に宿泊するケース等への県などの支援事業の実績等が、宿泊費1泊あたり平均4千円台であったことを踏まえ、適正な税制度を確保しつつ離島住民へ配慮した仕組みとすることとしたもの。

検討委員会で議論して頂きたい内容

■ 宿泊料金による課税免除を設けないことについて

沖縄ツーリズム産業団体協議会意見(令和5年11月意見書)においては、「税負担の公平性の観点から、宿泊料金による課税免除は設けないこと」とされている。

■ 課税免除を設ける場合の設定方法について

マイナンバーカード等を活用し、離島住民又は沖縄県民の宿泊を一律課税免除とすることは考えられないか。